

# 関税行政



## 解 説

### 1. 関税政策

平成元年度（1989年度）から平成12年度（2000年度）にかけての時期は、昭和50年代以降年々拡大する対外不均衡に起因する貿易摩擦の解消を対外経済政策上の最優先課題の一つとして、我が国市場アクセスの改善に取り組んでいた時期である。当該時期の貿易動向、関税負担率等の推移等は、資料11-100～資料11-103「最近の関税をめぐる諸問題」、資料11-104「最近の税関行政をめぐる諸問題」及び資料11-105「関税改正と関税負担率等の推移」のとおりである。

関税面においては、平成元年度（1989年度）において、牛肉・オレンジ等農産物自由化に係る日米、日豪交渉の合意内容を踏まえた牛肉等農産物自由化関連50品目の関税改正、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の合意を踏まえたバナナ等熱帯産品に係る123品目の関税の撤廃、引下げが行われ、更に、平成2年度（1990年度）においては機械類を中心に1008品目の工業製品について関税の撤廃、引下げが行われた。（資料11-106「平成元年度関税率改正案」、資料11-107「平成2年度関税率改正案」）

さらに、大規模な関税率改正として、平成7年（1995年）1月に発効したウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来輸入数量制限等が行われてきた品目の関税化及び関税率の引下げが行われた。（資料11-108「ウルグアイ・ラウンド合意による関税率改正案」）

ウルグアイ・ラウンド合意による関税改正に併せ、関税率体系の整理合理化を行った。これは、本来短期的観点から設けられた関税暫定措置法に定められている税率（暫定税率）が長期にわたり実行税率化し、我が国の関税率水準として定着するなど、関税定率法に定められた税率（基本税率）と暫定税率の区分が不明確になりつつあったことから、その整理を図ったものである。

そのほか、平成5年（1993年）2月から、中国産フェロシリコマンガンに対し不当廉売関税が課されることとなった。これは、我が

国初の特種関税適用事例であった。更に、平成7年（1995年）8月からはパキスタン産綿糸に対し不当廉売関税が課された。（資料11-109、資料11-110「不当廉売関税の課税について」）

### 2. 関税行政

#### (1) 通関手続

税関手続等の税関行政については、平成元年（1989年）9月に開催された日米構造問題協議（SII：Structural Impediments Initiative）において、米国側から日本の通関手続は時間とコストがかかるという問題提起がなされ、「通関手続」及び「税関以外の輸入手続」について日米の専門家による検討が行われた。（資料11-111「日米構造協議最終報告（抄）」）

平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において通関手続の迅速化に関し改善措置を講じることとされた。これを受け、輸入通関における「予備審査制」の導入、通関手続の電子化の拡大、通関手続と他法令手続との並行処理などの改善措置がとられた。（資料11-112「予備審査制について（大蔵省関税局長通達）」）

例えば、平成8年度（1996年度）早期から、本邦に迅速に引き取る必要がある航空貨物であって、予備申告が行われた貨物のうち、税関による審査の結果、取締り上、支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、正規の輸入申告を行えば直ちに輸入を許可する制度（到着即時輸入許可制度）を導入する迅速化など、輸入通関手続の簡易化措置等がとられた。（資料11-113「我が国の税関手続の簡素化措置等」）

更には、我が国の税関手続の簡素化・重点化を一層進めるとともに、輸入者の選択の幅を拡大してその便宜を図るため、特例として、輸入（引取）申告と納税申告とを分離して納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」が平成12年度（2000年度）関税改正において導入された。貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）は、当該承認の日の属する月の翌月以降、税関長が指定した貨

物（指定貨物）で申告納税方式が適用されるものについては輸入の許可後に納税申告を行うことができることとされた。具体的には、特例輸入者は、輸入の許可を受けた指定貨物のうち従来通り輸入（引取）申告と納税申告とを併せて行ったものを除き、当該指定貨物に係る課税標準、税額等を記載した申告書（特例申告書）を当該許可ごとに作成し、これを当該許可の日の属する月の翌月末日までに、当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出することにより納税申告を行う。また、特例申告書の提出によって行う納税申告（特例申告）に係る指定貨物の輸入（引取）申告の際には、原則として仕入書の提出は不要とすることとした。（資料 11-114 「関税法特例申告（関税法改正後関連条文）（抄）」）

税関業務の量的拡大及び質的变化に対応するため、税関では航空貨物通関情報処理システムの導入をはじめとする各種税関業務の電算化、情報の活用による重点的な審査・検査体制の構築等、迅速かつ適正な業務処理体制の確立に努めてきた。以上のような情勢を踏まえ、税関業務をより一層効果的に実施できるようにするという観点から、機構面においても所要の整備をすることとなり、平成 4 年（1992 年）7 月に機構改革が実施された。（資料 11-115 「税関の組織・機構」）

#### (2) 税関取締

税関の取り締まり面の法的側面からの強化については、平成元年度（1989 年度）の「覚せい剤」、「大麻」、「覚せい剤原料」の輸入禁制品への追加、平成 7 年度（1995 年度）の「けん銃、けん銃部品、これらの銃砲弾等」、「向精神薬」等の輸入禁制品への追加が行われた。

平成 3 年（1991 年）10 月には、麻薬条約の批准に当たり、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下、「麻薬特例法」という。平成 3 年法律第 94 号）及び「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」（平成 3 年法律第 93 号）が成立、公布された。麻薬特例法には関税法の特例が置かれ、規制薬物が隠匿されている場合につきコントロールド・デリバリー（CD）が認められている。（資料 11-

#### 116 「麻薬特例法（関税法の特例部分）（抄）」

また、平成 7 年（1995 年）1 月には、関税法及び関税暫定措置法に定める罰金額の多額を 10 倍程度に引き上げた。

関税の申告納税制度についても、内国税と同様に加算税を導入する必要性が高まり、かつそれが適切であるという判断から、平成 9 年度（1997 年度）に関税法改正により、関税においても、過少申告加算税及び無申告加算税が導入された。（資料 11-117 「過少申告加算税及び無申告加算税の導入について」、資料 11-118 「加算税制度について」）

また、平成 9 年（1997 年）6 月、我が国は米国との間で、税関当局間の情報交換ルール等を定めた税関相互支援協定を締結した。（資料 11-119 「日米税関相互支援協定について」）

これを踏まえ、外国税関当局との情報交換に資する観点から、外国税関当局への情報提供を行う際の要件の明確化等のため、関税法の一部が改正され、平成 10 年（1998 年）4 月から施行された。（資料 11-120 「関税定率法等の一部を改正する法律」（平成 10 年法律第 26 号）（抄））

### 3. ウルグアイ・ラウンド

ウルグアイ・ラウンドは当初、4 年間で終了する計画であり、その中間点において今後の交渉をスムーズに進めるために行われたレビューの概要が、資料 11-121 「1988 年 12 月の中間レビュー会合における交渉成果の概要」である。同資料に示されているように、中間レビュー会合では、熱帯産品等の分野において一定の成果について合意されたほか、関税等の分野でも今後の交渉に一定の方向性を与える合意がなされたが、農業、知的財産権、繊維及びセーフガードの 4 分野については実質的な合意に達しなかったため、合意が達成された他の 11 分野についても、その成果が保留（put on hold）されることとなった。

中間レビュー以降も交渉が停滞する中、平成 3 年（1991 年）12 月 20 日にガットのアーサー・ダンケル事務局長が提示したのが資料 11-122 「ドラフト・ファイナル・アクト（“DRAFT FINAL ACT”）」（通称「ダンケル・

テキスト)である。同テキストは過去5年間の交渉結果の最大公約数的なものを一つの文書にまとめたもので、その後のウルグアイ・ラウンド交渉はこのダンケル・テキストを軸にして進められた(本書には目次のみ収録)。

資料11-123「ダンケル・テキストに対する主要国の反応」は、米国、欧州委員会(EC)及び我が国の前記テキストに対する反応を示したもので、概して、以後の交渉のベースとはなるが、一層の交渉が必要との反応であった。

その後も農業分野交渉における主要各国の対立等のため、ウルグアイ・ラウンドの進捗状況ははかばかしくなかったが、平成4年(1992年)11月に同分野において米国・EC間に成立した合意がいわゆる「ブレアハウス合意」と呼ばれているものであり、その内容は資料11-124「ブレアハウス合意の主な内容」に示したとおりである。

ブレアハウス合意後も米国とEC間の対立は続いたものの、ウルグアイ・ラウンドの平成5年(1993年)の年内終結への動きが強まる中で、資料11-125「東京サミット経済宣言(仮訳)(抄)(1993年7月9日)」に示されているように、当該サミットで市場アクセスについて具体的な進展を図ることが合意される等、実質合意に向けて大きく動き出した。

資料11-126「ブレアハウス合意とCAP(Collective Action Plan:共同行動計画)改革との整合性に関する問題として外相・農相合同理事会において検討され、それを基に再交渉によって米国・ECが合意した具体的な点(1993年12月)」は、ブレアハウス合意後もECと米国との間で対立が続き再交渉が行われたことなどを経て合意に至った内容で、最終合意文書テキスト案に盛り込まれた。

資料11-127「実質的妥結時の内閣総理大臣、大蔵大臣談話」は、1993年12月16日に、ウルグアイ・ラウンドが実質的に妥結したときに出された談話である。

1994年4月12～15日にマラケシュで行われた閣僚会議で、策定された諸協定、世界貿易機関(WTO:World Trade Organization)設立協定、ラウンド結果を取録する最終文書

とともに、閣僚レベルの交渉終了宣言である資料11-128「マラケシュ宣言」が採択された。

資料11-129「ウルグアイ・ラウンド各種協定の概要」は、前記閣僚会議で採択された各種協定の概要を示したものである。

## 4. WTO

資料11-130「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(抄)」は、1994年4月12～15日にマラケシュで行われた閣僚会議で採択され、平成6年12月28日に条約として公布された。第1条においてWTOの設立が謳われている。

資料11-131「第1回世界貿易機関(WTO)閣僚会議シンガポール閣僚宣言(仮訳)(抄)」は、平成8年(1996年)12月9～13日にシンガポールで開催された第1回閣僚会議で採択された閣僚宣言で、同会議では、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達作業部会及び税関手続の簡易化などを目指す貿易円滑化の4つの新たな作業部会が設置された。また、情報技術製品の貿易を促進することを狙いとした閣僚宣言(ITA:Information Technology Agreement)が採択され、医薬品の関税相互撤廃についても、約400品目の追加で基本合意がなされた。

資料11-132「第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議閣僚宣言(仮訳)」及び資料11-133「第2回世界貿易機関(WTO)閣僚会議グローバルな電子商取引に関する宣言(仮訳)」は、平成10年(1998年)5月18～20日にジュネーブで開催された第2回閣僚会議で採択された、将来の作業計画に関する勧告を含む閣僚宣言、及びグローバル電子商取引に関する宣言に関するものである。

資料11-134「第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議バーシェフスキーUSTR議長のリマークス」及び資料11-135「第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議河野外務大臣演説」は、平成11年(1999年)11月30～12月3日にシアトルで開催された閣僚会議における、バーシェフスキー米通商代表部(USTR:United States Trade Representative)議長のリマークス及び河野外務大臣の演説である。同会議ではNGO約5万人が集合してデモを

行うなどの中で、何も決まらず、閣僚宣言も取りまとめられないまま閉幕となった。

平成12年（2000年）7月21～23日に開催された沖縄サミットにおいて採択された資料11-136「沖縄サミット G8コミュニケ・沖縄2000（仮訳）（抄）」では、同年中に新ラウンドを立ち上げるべく努力するという首脳宣言が出された。さらに、同年11月にブルネイで開かれたアジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）首脳会議では、資料11-137「APEC2000 首脳宣言（仮訳）（抄）」が採択され、平成13年（2001年）中の新ラウンドの立ち上げが謳われた。

## 5. CCC・WCO

平成3年（1991年）7月15～17日に開催されたロンドン・サミットのG8の経済宣言で、資料11-138「ロンドン・サミット経済宣言（仮訳）（抄）」に示されているように、関税協力理事会（CCC：Customs Co-operation Council）に民間から薬物取締り情報提供を求めるための了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）締結を進めるように要請があった。

資料11-139「WCO事務局機構図（抄）」（WCO：World Customs Organization：世界関税機構）は、平成8年（1996年）4月時点のものである。

## 6. APEC

資料11-140「APEC閣僚会議の概要」は、平成元年（1989年）の第1回から平成9年（1997年）の第9回までの閣僚会議の概要をまとめたものである。

資料11-141「APEC首脳会議等の概要」は、平成9年（1997年）から平成11年（1999年）までの首脳会議及び閣僚会議等の概要をまとめたものである。

資料11-142「APEC組織図」は、平成7年（1995年）時点のものである。

資料11-143「第4回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（バンコック）（抄）」は、平成4年（1992年）9月11日に発出されたもので、

関税率に関するデータベース及び税関手続きに関する作業に着手することなどが謳われた。

資料11-144「APEC非公式首脳会議『APEC首脳の経済展望に関する声明』（仮訳）（抄）（シアトル、1993年11月20日）」及び資料11-145「第5回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（抄）（シアトル、1993年11月19日）」に示されたこれらの声明が、ウルグアイ・ラウンドの最終段階における後押しとなり、これが一つの契機となってウルグアイ・ラウンドがまとまったという経緯がある。また、関税率データベースや税関手続きへの取り組みが、閣僚宣言で謳われている。

資料11-146「APEC非公式首脳会議『APEC経済首脳の共通の決意の宣言』（仮訳）（抄）（ボゴール、1994年11月15日）」は、貿易自由化について、先進国は平成22年（2010年）までに、開発途上国は平成32年（2020年）までに、それぞれ達成することを謳った宣言である。また資料11-147「第6回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（ジャカルタ）（抄）（1994年11月12日）」により、税関手続小委員会の設置が決定された。

資料11-148「APEC経済首脳の行動宣言（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月19日）」及び資料11-149「第7回APEC閣僚会議共同声明（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月17日）」では、資料11-150に示された行動指針を採択して実施することにつき合意、またそれに対する首脳レベルによる強い決意が表明された。

資料11-150「大阪行動指針（仮訳）（大阪）（抄）（1995年11月19日）」は、行動指針の具体的な内容を示したもので、自由化及び円滑化の一般原則、及び関税、税関手続などの個別分野の行動等からなっている。

資料11-151「APEC蔵相会合議長声明（抄）（セブ、1997年4月6日）」では、税関手続小委員会に対して共通行動計画を更に拡大するよう要請がなされた。これを受けて平成9年（1997年）年5月に「急送貨物」が新たに同計画に加えられた。

資料11-152「第9回APEC閣僚会議共同声明（バンクーバー、1997年11月22日）別添早期自主的分野別自由化（仮訳）」では、貿易・投資の自由化を一層促進させるという見

地から、15分野が早期自主的分野別自由化 (EVSL: Early Voluntary Sectorial Liberalization) の対象として特定され、そのうち9分野が優先分野とされた。

## 7. ASEM

資料 11-153 「ASEM 第 1 回首脳会合議長声明 (仮訳) (抄) (バンコク、1996年 3 月 2 日)」は、アジアと欧州の首脳が初めて対等な立場に立って建設的な対話を開始した第 1 回会合における声明である。

資料 11-154 「ASEM 第 2 回首脳会合議長声明 (仮訳) (抄) (ロンドン、1998年 4 月 4 日)」では、貿易円滑化行動計画 (TFAP: Trade Facilitation Action Plan) が採択され、優先的に TFAP を進める分野として、税関手続、基準・適合性、政府調達、検疫、知的財産権など 7 分野が指定された。

資料 11-155 「第 2 回 ASEM 蔵相会合議長声明 (仮訳) (抄) (フランクフルト、1999年 1 月 16 日)」では、税関の TFAP への取組みを歓迎する声明が出された。

資料 11-156 「ASEM の枠組み」では、首脳

会合を含む ASEM (Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合) 全体の枠組みが、資料 11-157 「ASEM における税関協力の枠組み」では税関協力の枠組みが、それぞれ示されている。

資料 11-158 「ASEM と APEC」は、両機構の活動の概要について比較を行ったものである。

## 8. データモデル

資料 11-159 「リヨン・サミット経済コミュニケ (仮訳) (抄) (1996年 6 月 28 日)」において、税関手続の標準化・簡素化の作業の開始が謳われた。これが以後の作業の出発点である。

資料 11-160 「デンバー・サミット 7 カ国声明 (仮訳) (抄) (1997年 6 月 21 日)」では、前記作業を次の 1 年間で完了し報告するように求めている。

資料 11-161 「バーミンガム・サミット 7 カ国蔵相結論文書 (仮訳) (抄) (1998年 5 月 8 日)」では、前記作業を含め税関分野での作業の進展に歓迎の意が評された。